

令和7年度 川崎市中小企業融資制度のご案内【令和7年6月2日以降の変更点】

1 不況対策資金の融資要件緩和

※適用は、令和7年6月2日保証申込受付分から

P. 9～10

経営安定資金－不況対策資金（5年型）・（10年型）融資対象者

変更前	変更後 (令和7年6月2日から適用)
1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 <u>(なお、米国関税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者の方を含む)</u>
2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方	2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 <u>(なお、米国関税措置の影響を受けている場合は、今後3か月間又は6か月間について減少する見込みである中小企業者の方を含む)</u>

経営安定資金－不況対策資金（5年型）・（10年型）備考

変更前	変更後 (令和7年6月2日から適用)
取扱金融機関による確認書(第3号様式)が必要	取扱金融機関による確認書(第3号(1)様式又は第3号(2)様式)が必要

2 伴走支援型経営力強化資金の信用保証料補助率の引上げ

※適用は、令和7年6月2日から令和7年9月30日まで【予定】

P. 9～10

経営安定資金－伴走支援型経営力強化資金 信用保証料率（川崎市補助後⇒市補助料率）

セーフティネット枠

変更前	変更後 (令和7年6月2日から9月30日まで適用)
セーフティネット枠 年0.383% ⇒川崎市：年0.382%補助後の料率	セーフティネット枠(6～9月) <u>年0.230%</u> ⇒川崎市：年0.535%補助後の料率 セーフティネット枠(10～3月) 年0.383% ⇒川崎市：年0.382%補助後の料率